

## 徳島県情報公開審査会答申第97号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成21年4月15日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇ができてからがいちうのくじをした年、月、日、のわかる書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成21年4月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成21年5月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成21年7月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 〇〇（以下「本件施設」という。）にゴキブリがたくさんいると言っても、介護保険指導室が調査や指導をしないので、害虫の駆除をしたことがわからない。他の施設はしているのに、なぜ、害虫駆除をした年月日がわかる文書を作成しないのか。

- (2) 本件施設に直接苦情を言っても、本件施設は対応してくれない。他の施設なら大なり小なりゴキブリ駆除を行っている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

実施機関は、介護老人保険施設への実地指導の際、異議申立人が主張するような「害虫の駆除をした年月日のわかる書類」(以下「本件書類」という。)の提出を、施設に対して求めている。

したがって、本件請求に係る公文書は存在しない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件処分の妥当性について

介護老人保健施設の指導に関し、介護保険法第24条において、実施機関は、施設から帳簿書類その他の物件の提示を命ずることができることとされている。

従来から、実施機関が実地指導を行う際、施設から文書として提出を求めているのは、「事前提出資料」のみであり、施設側が有する帳簿書類等については、実地指導の際に提示を受けて確認をしているのが通常である。

そして、本件施設から、実施機関が文書として取得している「事前提出資料」について、当審査会が確認したところ、当該資料中に害虫の駆除をした年月日は記載されていなかった。

なお、徳島県実地指導介護保険施設指導要綱等においても、「害虫の駆除をした年月日の分かる書類」その他これに類する書類の提出を施設に義務づけている明文の規定はない。

以上のことにより、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に、格別不自然・不合理な点があるとは認められない。

##### 2 異議申立人のその他の主張について

公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書をありのままに公開することを原則とするものである。

したがって、実施機関としては、公文書公開請求がなされた日時点において保有する公文書を特定すれば足りるものと解する。

この点、異議申立人は、「なぜ、害虫駆除をした年月日がわかる文書を作成しないのか。」と主張するが、上記に示す理由により、かかる主張は採用できない。

その他，異議申立人は種々主張するが，いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

| 年 月 日       | 内 容                        |
|-------------|----------------------------|
| 平成21年 7月15日 | 諮問                         |
| 7月27日       | 実施機関からの理由説明書を受理            |
| 8月12日       | 異議申立人からの意見書を受理             |
| 8月25日       | 審議（第69回審査会）                |
| 10月16日      | 異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第71回審査会） |
| 12月18日      | 審議（第73回審査会）                |
| 平成22年 1月28日 | 審議（第74回審査会）                |